

群馬県動物愛護管理推進計画（第3次）（案）の概要

第1章 動物愛護管理推進計画の考え方

1 計画策定の趣旨

群馬県では、「人と動物が共生できる豊かな社会」の実現に向けて、動物に関わるすべての人々が動物に対する相互理解を深め、共通認識のもとで連携・協働して本県の状況に則した動物の愛護及び管理に係る施策を展開していくために、第2次計画を見直し「群馬県動物愛護管理推進計画（第3次）」を策定するものです。

2 計画の位置付け




本計画は、「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）」の改正に伴い、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（環境省告示。以下「動物愛護管理指針」という。）が令和2年4月30日付けで改正されたことから、平成25年度に策定した第2次計画を、現状を踏まえ改定するものです。

また、本計画は「新・総合計画」の個別基本計画として位置付けられています。

3 計画の期間及び対象地域

令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とし、中核市も含めた群馬県全域を対象とします。

4 本計画のSDGs（持続可能な開発目標）への対応

本計画のめざす姿	対応する SDGs
【基本理念】 人と動物が共生できる豊かな社会	17. パートナーシップで目標を達成しよう 
【めざす姿4】 ペットと一緒に災害を乗り越えられる社会	13. 気候変動に具体的な対策を 
【めざす姿5】 人と動物がともに健康に暮らせる社会	3. すべての人に健康と福祉を 

※SDGs(持続可能な開発目標)とは、国連サミットが採択した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

5 計画の検証及び見直し

本計画については、年に1度群馬県動物愛護普及啓発検討委員会で進捗状況の評価を行うとともに、5年後に中間評価を実施し、必要に応じて見直しを行います。

第2章 第2次計画における各施策の取組状況と課題

1. 第2次計画の数値目標達成状況

<概要>

第2次計画では、犬猫の殺処分減少に向けた指標として、犬の収容数、犬猫の引取数、

犬の返還率及び犬猫の譲渡率を、生活環境の保全に係る指標として犬猫の苦情相談件数を、それぞれ数値目標に設定しています。

犬の収容数、引取数、返還率については、令和元年度実績において令和5年度までの計画目標を上回る成果を挙げています。

また、犬猫の譲渡率は、犬猫ともに計画目標には到達していないものの、全体としては目標達成に向かっていきます。

一方で、課題が残る結果となっている目標もあります。

猫の引取数については高止まりの状況となっており、令和元年度実績において3.9%の減少にとどまっています。また、犬の引取数は大幅に減少しましたが、継続飼養困難な攻撃性を有する個体のほか、10歳を超える高齢個体や快復困難な疾病を有する個体の引取割合が増加しているため、引き取った犬の譲渡が非常に難しい現実があります。

犬猫の苦情相談件数については、平成24年度実績比で11%の増加となっています。増加の要因については、群馬県動物愛護センターの開設や、県民の動物への関心の高まりやトラブルの深刻化など複数考えられます。

2. 行動指針ごとの取組状況と課題について

行動指針1 動物をもっとよく知り大切にしよう

行動指針2 動物の習性等を理解して、適正に飼おう

行動指針3 「殺処分ゼロ」を目指して

行動指針4 災害時に迅速に動物対策を確保しよう

行動指針5 県民と動物の安全を確保しよう

第3章 第3次計画の目標と実現に向けての連携

1 計画の目標と最重点事項の設定

(1) 計画の目標

本計画では、第2次計画の目標である「人と動物が共生できる豊かな社会の実現」を継承し、その実現に向けて5つのめざす姿と、5つの行動指針を定めます。

(2) 最重点事項の設定

これまでの取組で所有者等のいない猫の引取数がほとんど減少しておらず、猫に関する苦情相談件数も増加傾向にあります。このことから、『猫の引取数削減に関する取組の推進』を本計画の最重点事項として位置づけ、一層強く推進していきます。

2 具体的なめざす姿と行動指針

めざす姿1 「動物の命を大切に作る社会」

行動指針1 動物のことをよく知り大切にしよう

動物愛護の基本は、人の命と同じように動物の命について尊厳を守ることにあります。動物の愛護と適正な飼養への関心と理解を深めていきます。

めざす姿2 「動物が地域の一員として受け入れられる社会」

行動指針2 動物の習性等を理解して適正に飼おう

動物が人とともに生活する存在として地域に受け入れられるためには、その飼養及び管理を適切に行うことが求められます。

適正な飼養及び管理を行うことにより、動物の遺棄、周辺環境の悪化、動物による危害などの防止を図り、さらには引取数や苦情相談の減少等につなげていきます。

めざす姿3「殺処分のない社会」

行動指針3 動物の命に責任を持つ

動物愛護センター等で収容・引取した犬や猫の命を可能な限り救うため、適正飼養の普及啓発、飼い主への返還、新たな飼い主への譲渡をさらに推進していきます。

めざす姿4「ペットと一緒に災害を乗り越えられる社会」

行動指針4 災害に備えよう

大規模な災害が多発する中、ペットとの同行避難の普及啓発を図り、災害発生時の体制整備を図ります。

めざす姿5「人と動物がともに健康に暮らせる社会」

行動指針5 人と動物の共通感染症を知ろう

ペットを家族の一員として暮らすことが広まる中で、人と動物がともに健康に暮らせる社会づくりを目指します。

3 個人・関係機関・団体等の役割

(1) 県民の役割

県民は、動物の愛護に努めるとともに、県や市町村が行う動物の愛護及び管理に関する取組に協力することが求められています。

また、県民が動物に対して抱く意識や感情は千差万別であることから、相互理解を深め、「人と動物が共生できる豊かな社会」の実現に向け、主体的に協力することが期待されます。

地域でのペットに関するトラブル解決のために活動する際は、動物が好きな方も嫌いな方も身近にいるということを念頭において、お互いの気持ちを尊重していくことが大切です。

(2) 飼い主の役割

ペットの飼い主は、県民としての役割に加え、飼養している動物の愛護に努めることはもとより、法令をはじめとした守るべきルールを理解し実践するとともに、地域の一員として周囲の生活環境に配慮するなど、飼い主としての社会的な責任を持つことが求められます。

(3) 学校等の役割

家庭によって動物にふれあう機会は様々です。動物と関わる上で必要なルールやモラルを学ぶ場所として、幼稚園、保育園その他学校等が担う役割は重要です。

学校等は次世代を担う子供たちに、飼育動物のお世話やふれあい体験といった、動物と接する機会を確保することで、動物愛護の気持ちを育てる教育機関としての役割が求められます。

(4) 関係団体等の役割

ア 動物愛護推進員の役割

動物愛護推進員が担う役割は、動物愛護管理法において明記されています。具体的に

は、以下の5つがあります。

- ・犬猫等の適正飼養の重要性を地域に広めること
- ・無計画な繁殖を防止するための避妊去勢手術等に関する助言をすること
- ・所有者等からの相談があれば、譲渡のあっせんなどの支援をすること
- ・行政が行う動物の愛護や適正飼養の推進に関する取組に協力すること
- ・災害時に行政が行う避難や保護等に関する活動に協力すること

動物愛護推進員は、動物の愛護と適正な飼養管理に関する知識と熱意を持つ県民の中から選任しており、地域の動物愛護の中心的な役割を果たすことが期待されています。

イ 動物取扱業者の役割

動物取扱業者は、動物愛護管理法で定める基準を満たすと行政が認めた事業者です。そのため、事業者として、関係法令を遵守する義務があります。また、動物を飼養している事業者は、飼養者としての社会的責任も求められます。

加えて、群馬県の動物愛護を推進していく上では、動物を適切に取り扱う専門家として、ペットを飼養しようとしている人や、実際にペットを飼養している顧客のよきアドバイザーとして情報を発信する役割が期待されています。

ウ 動物愛護団体等の役割

動物愛護団体等は、動物福祉の向上を目的として、様々な活動を行っています。そのため、ペットの新たな飼い主への譲渡支援、ペット飼養者からの相談受付、地域の動物に関するトラブルの仲介など、動物愛護に関わる役割を、団体規模にあわせ広域的に担うことが期待されます。

また、近年動物愛護団体による過密飼育等の問題が指摘されていることから、適正な運営体制を築くことも求められています。

エ (公社)群馬県獣医師会・獣医師の役割

獣医師は、動物の生理や習性、行動などに関する専門知識を有する動物の専門家として、地域の獣医療を支えています。また、(公社)群馬県獣医師会は、こうした人材を活用し、獣医療の提供のみならず、動物愛護の分野でも様々な社会貢献事業を行っています。

今後、群馬県の動物愛護を推進するためには、これまでの活動に加え、多頭飼育・動物虐待といった問題の未然防止や早期探知に努めること、さらには災害発生時の動物救護等へ協力することなど、重要な役割を担うことが期待されています。

(5) 市町村の役割

動物愛護管理法の中で、地方公共団体は動物愛護と適正な飼養に関する普及啓発、動物の飼養及び管理について適正な指導等を行うことと定められています。

動物に関する課題の多くは地域に密着したものであることから、改正動物愛護管理法において市町村は動物愛護管理担当職員の配置に努めることとされたことを踏まえ、人材育成を推進し、地域での課題に積極的に関与するとともに、課題解決に向けて実情に応じた取組を行うことが求められています。また、災害発生時には関係機関と協力し、ペット飼養者の同行避難に円滑に対応できるよう、平時から体制を整備しておくことが必要です。

(6) 県・中核市の役割

県は、動物愛護及び管理に関する基本的な方向性を示し、広域的かつ統一的な事業の計画・実施、普及啓発、情報の発信、危機管理対応等を行うとともに、市町村や関係団体等の活動に対しての支援を実施する等、本計画の着実な進行を図っていきます。

また、県及び中核市は、一層の連携を図り、以下の機能を備える動物愛護センター等を中心に動物愛護管理行政を積極的に推進していきます。

動物愛護センター等が備える機能

- ・動物取扱業の登録、届出、並びに監督
- ・動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収、立入検査
- ・特定動物の飼養又は保管の許可及び監督
- ・犬・猫の引取り、譲渡し等
- ・動物の愛護及び管理に関する広報その他啓発活動
- ・その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務

このほか、動物愛護管理基本指針に基づき、人材育成や災害対応、多様な関係者の参画協働の拠点としての機能の充実を進めていきます。

第4章 数値目標と具体的な取組

1 数値目標

これまで計画に基づき実施してきた取組の成果や課題のほか、動物愛護管理法並びに動物愛護管理基本指針の改正内容を踏まえ、次期計画の目標を以下のとおり定めます。

指標	令和元年度実績	中間目標 (令和7年度)	計画目標 (令和12年度)
犬の収容数	881頭	15%減少	30%減少
犬の返還率	56.6%	62%	70%
犬の引取数	75頭	15%減少	30%減少
猫の引取数	1,905頭	15%減少	30%減少
犬の譲渡率	57.3%	63.5%	70%
猫の譲渡率	22.0%	28%	38%
生活環境悪化に係る 犬猫の苦情相談件数	犬：1,834件 猫：2,352件	10%減少	20%減少

※中間目標、計画目標のいずれも令和元年度実績との比較

2 具体的な取組

めざす姿1:「動物の命を大切にする社会」

行動指針1:「動物のことをよく知り大切にしよう」

(1) 動物愛護の普及啓発

- ア 動画やメディアを活用した普及啓発
- イ ふるさと納税の活用
- ウ 関係機関等との連携強化
- エ 動物愛護週間事業の開催
- オ 学校等に対する普及啓発

カ 出前講座等を活用した県民への普及啓発

(2) 人材育成

- ア 動物愛護管理担当職員等の育成
- イ 動物愛護推進員の活動支援
- ウ ボランティアの育成と実習生の受入れ
- エ 顕彰制度の導入

めざす姿2:「動物が地域の一員として受け入れられる社会」

行動指針2:「動物の習性等を理解して適正に飼おう」

(1) 県民や飼い主への適正飼養及び管理の啓発（最重点事項）

- ア 適正飼養の普及
- イ 外国人への啓発推進
- ウ 猫の屋内飼養の推進
- エ 無計画な繁殖防止
- オ 多頭飼育崩壊の防止
- カ 虐待問題への対応に関する連携強化
- キ 逸走・咬傷事故の防止
- ク 所有明示措置の推進
- ケ 犬の登録及び狂犬病予防接種の徹底
- コ 猟犬等の適正な管理の推進について

(2) 不適正飼養者等への監督強化（最重点事項）

(3) 所有者等のいない猫対策の推進（最重点事項）

- ア 所有者等のいない猫への適切な対応
- イ 飼い主のいない猫対策支援事業の推進

(4) 動物取扱業の適正化

- ア 動物取扱業者への監視・指導強化
- イ 動物取扱責任者の資質向上
- ウ ぐんま犬猫パートナーシップ制度と動物取扱業者の主体的取組の推進

(5) 特定動物（危険な動物）の適正な飼養・保管

(6) 実験動物・産業動物の適正な取扱い等の推進

- ア 実験施設等での動物の適正な取扱いの啓発
- イ 産業動物の適正な取扱いの推進

めざす姿3:「殺処分のない社会」

行動指針3:「動物の命に責任を持とう」

- (1) 殺処分の戦略的な削減（最重点事項）
 - ア 収容動物の分類による具体的な対策の推進
 - イ 犬猫引取りにおける事前相談の強化
 - ウ 収容動物返還の促進
 - エ 譲渡の推進

- (2) 負傷動物の収容体制の確保

めざす姿4:「ペットと一緒に災害を乗り越えられる社会」

行動指針4:「災害に備えよう」

- (1) 災害に備えた動物救護体制の構築
 - ア 関係団体との協力関係の構築
 - イ 同行避難の推進

- (2) 飼い主等への災害対策の周知
 - ア 正しいペット防災知識の周知
 - イ 同行避難訓練の実施

- (3) 事業者等への災害対策の周知啓発
 - ア 動物取扱業者への周知
 - イ 特定動物飼養者等への周知
 - ウ 産業動物の災害対策

めざす姿5:「人と動物がともに健康に暮らせる社会」

行動指針5:「人と動物の共通感染症を知ろう」

- (1) 人獣共通感染症の周知啓発
 - ア 調査研究の推進
 - イ ペット飼養に対する衛生管理の啓発推進
 - ウ 動画等による多角的な情報提供